

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定においては「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

この加算を算定するにあたり、

- ・ 現行の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること
 - ・ 処遇改善加算の職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
 - ・ 処遇改善の取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること
- という3つの要件を満たしている必要があります。

～「見える化」要件とは～

介護サービス情報公表制度や事業所のホームページ等を活用して、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以下の要件に基づき、当法人における賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みについて、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援 (研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	職員の資質向上の増進を図るため、受講料や研修費の助成を行う。 勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	当法人では就労支援に関して複数の事業を展開しており、各部署に合わせた採用・人事ローテーションを行っている。

労働環境・ 処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	育児休業に関する規定を整備し、希望する職員の取得支援を行う。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	随時ミーティングを行い、業務内容や支援内容の改善を図っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、スーパーバイザーの配置によるこころの健康管理の実施を行っている。 喫煙スペースの設置をして、分煙の整備をしている。
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を推奨し、実績もある。
	職員の増員による業務負担の軽減	業務を切り分けて職員を採用するなど、効率化を図りつつ積極的に職員の採用を進め、指定の配置基準以上の職員配置を敷いている。